

長崎県臨床心理士会規約

第1条（名称）

本会は、長崎県臨床心理士会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、長崎市昭和1丁目2番18号 千代田ビル2階202号に置く。

第3条（目的）

本会は、長崎県に在住または勤務し、日本臨床心理士資格認定協会（以下、「協会」という。）の認定を受けた、臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）の職能団体であり、会員の心理臨床に関する資質と技能の向上および権益の保護充実をはかるとともに、県民の心の健康の保持向上に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民の心の健康と福祉の増進に関する諸事業
- (2) 会員の権益保護充実のための諸活動
- (3) 会員の相互研修のための研修会等の開催
- (4) 臨床心理士資格取得希望者の育成（取得可能な者に限る）
- (5) 公開研修会等の企画（地域の付託に応えるための活動を含む）
- (6) 総会の開催
- (7) 各種情報の提供
- (8) 一般社団法人日本臨床心理士会（以下「日本臨床心理士会」という。）との協力
- (9) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第5条（会員）

会員資格は、次の通りである。

長崎県に在住または勤務する臨床心理士で本会の目的に賛同するもの。

第6条（入会）

本会の目的に賛同し、会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

第7条（退会及び資格喪失）

会員は退会届を会長に提出して退会することができる。退会に際し、未納の会費がある場合は、

それを納付しなければならない。

2. 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その会員資格を喪失する。

- (1) 死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (2) 住所及び勤務先が長崎県外になったとき。
- (3) 臨床心理士資格を喪失したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 2年間会費を滞納したとき。

3. 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、総会の日の一週間前までに通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の規約、細則、別に定める長崎県臨床心理士会倫理規程（以下、「倫理規程」という）、並びに日本臨床心理士会倫理綱領に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または第3条の目的に反する行為をしたとき。

第8条（休会）

長期海外滞在等の理由により、本会会員としての活動ができない場合は、休会届を提出することができる。

2. 申請は常時受付可能とするが、その適用は申請受領の次年度よりとする。ただし、4月末までの申請の場合は、その年度よりの適用とする。
3. 会費についてはこれを徴収しない。よって、会員として受ける権利についてはこれを放棄することとする。
4. 本件の申請者は、休会前年度までの会費を完納していることを条件とする。

第9条（権利）

会員は本会が主催する諸事業および諸活動に参加することができる。

2. 会員は本会が発信する情報および発行する印刷物を受け取ることができる。

第10条（義務）

会員は会費を納めなければならない。

2. 会員は、本会の定める倫理規程、並びに「日本臨床心理士会倫理規程」を遵守しなければならない。

第11条（役員等）

本会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 事務局長 1 名
- (4) 理事 15 名以内（会長、副会長、事務局長を含む）
- (5) 監事 2 名

第 12 条（役員を選任）

役員を選任は、別に定める「長崎県臨床心理士会役員選挙規程細則」（以下、「選挙規程細則」という。）に基づき行うものとする。

第 13 条（役員職務）

本会の役員は各々次の職務を遂行する。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理し、理事会の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要な時はその職務を代行する。

第 14 条（役員任期）

第 11 条の役員はすべてその任期を 4 年とし、再任は妨げない。但し、連続して 2 期を超えることはできない。

- 2. 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第 15 条（運営）

本会の運営は、総会及び理事会をもって行う。

第 16 条（総会）

総会は本会の議決機関として会の運営に関する必要事項を審議し決議する。

- 2. 総会は、会長がこれを招集し、年度に一回以上開催する。
- 3. 総会は、書面決議又は委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、当日総会に出席した会員については書面決議又は委任状を無効とするものとする。
- 4. 総会における決議は、書面決議、委任状を含め来場及びインターネットを使った出席者の過半数をもって決する。但し、規約第 7 条第 3 項の決議はこの限りではない。

第 17 条（理事会）

理事会は本会の執行機関として会の執行に必要な事項を審議する。

- 2. 理事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 3. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
- 4. 理事会における決議は、出席者の過半数をもって決する。ただし、規約第 21 条の決議はこの限りではない。

5. 理事会における決議は、随時会員に周知しなければならない。
6. 理事会は、総会において前年度事業報告および次年度事業計画を報告し、承認を得なければならない。
7. 理事会は、総会において前年度決算報告および次年度予算計画を報告し、承認を得なければならない。

第 18 条（事務局）

事務局は、第 2 条の事務所に置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置く。
3. 事務局長は理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得て任免する。事務局員は、会長が任免する。
4. 事務局は、本会の事務及び会計を執行する。
5. 事務局員には、別途定める報酬等に関する規程に従って報酬が支払われなければならない。

第 19 条（専門委員会）

専門委員会（以下「委員会」という。）を理事会に置く。

2. 委員会は、委員長 1 名及び若干名の委員で構成する。
3. 委員長は、理事の中から互選により選任する。また、委員は、会員の中から公募により委員長が選任する。なお、委員長及び委員の選任及び解任については、理事会の承認を得なければならない。
4. 委員会は、理事会に従って本会の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する

第 20 条（会計）

本会の運営費は、会員の納付会費、その他の収入をあてる。

2. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。
3. 本会の会費は年会費として会員から 12000 円を徴収する。
4. 本会の会費は総会の決議をもち、単年度に限り減額できるものとする。

第 21 条（規約改正）

本規約は、理事会に出席した理事の 3 分 2 以上の賛成により、会長が総会に提案し総会の決議をもってこれを変更することができる。

第 22 条（雑則）

本会の運営及びこの会則の執行に必要な規則または、細則は、理事会の決議と総会の承認を得て、会長がこれを定めることができる。

2. 本規約および細則に規定がない事項に関しては、一般社団法人 日本臨床心理士会定款を準

用する。

3. 第4条(4)の目的を達成するために研修会員の制度を設ける。研修会員は、日本臨床心理士資格認定協会が指定する臨床心理士養成大学院を修了して臨床心理士資格取得を目指す者とし、年度毎の更新制とする。なお、研修会員は理事会が承認した研修会への参加、及び本会が発信する情報を受け取ることができる。

研修会員は、登録申込書を会長に提出して理事会の承認を受けるとともに、年間登録費 6000 円を納付しなければならない。なお、年間登録費は総会の決議をもち、単年度に限り減額できるものとする。

付 則 本規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

但し、役員任期についての規定は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 本規約は、平成 26 年 5 月 10 日より施行する。※第 7 条（休会）の件

付 則 本規約は、平成 27 年 5 月 17 日より施行する。※第 2 条（事務所）の件他

付 則 本規約は、平成 29 年 5 月 14 日より施行する。※第 7 条（休会）の件他

付 則 本規約は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

※第 11 条（役員等）、第 18 条（事務局）、第 19 条（専門委員会）の件他

付 則 本規約は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。※第 16 条（総会）の件他

付 則 本規約は、令和 5 年 6 月 11 日より施行する。※第 11 条（役員等）の件他